

現代正義論における自由と平等の位置づけ
ーロールズ正義論の考察を通してー

氏名：上木諒一

名列番号：403

学籍番号：1351020014

指導教員名：足立英彦

提出年月日：2017年1月18日

論文要旨

一般的に、自由と平等はトレードオフの関係である。自由を重視し過ぎると、個人間の差異が大きくなり、やがて格差となって不平等になる。一方、平等を重視し過ぎると、個人の自由な活動を制限せざるを得ないことになる。今日の社会では、男女間差別、世代間格差、医療制度、福祉制度等のあらゆる社会問題において、どのように自由と平等のバランスをとるべきなのか、このような問いかけがなされている。そしてこの問いかけに対して、誰もが納得するような解答を導き出せるような社会規範が求められているといえるだろう。

本稿では、この社会規範のあり方について論ずる。その際、アメリカの哲学者ジョン・ロールズが1971年に著した『正義論』を参考にしている。ロールズの正義論は、自由と平等の両立を目指した社会の規範的原理であり、今日様々な論者によって、擁護、批判それぞれの立場から多様な議論が展開されている。本稿では、ロールズの正義論の説明を中心に、自由と平等のあるべき位置づけを検討していきたい。

そのために、まず、「正義」に対する一般的なイメージと本稿で扱う「正義」との違いを整理する。そして、ロールズの『正義論』が誕生した背景やその意義を説明し、『正義論』の理論の骨格を要約した形で提示する（第1章）。次に、ロールズの正義論における中心概念、「正義の二原理」や「原初状態」、「無知のヴェール」等を具体的に説明する（第2章）。そして、これまで説明してきたロールズの正義論に対し、「リバタリアニズム」の立場から批判した、ロバート・ノージックの理論、主に国家論、権原理論等を提示する（第3章）。最後に、ロールズとノージックの正義論を、イマヌエル・カントの人格論を媒介にして検討していく。そして、カント的解釈の観点からどちらの正義論が優れているのか結論付ける（第4章）。

目次

はじめに

第1章 「正義」とは何か

第1節 「正義」のイメージ

第2節 『正義論』の背景

第3節 ロールズの正義観

- (1) 『正義論』の企て
- (2) 正義の役割
- (3) 正義の主題
- (4) 正義の理論

第2章 『正義論』

第1節 原理

- (1) 正義の二原理
- (2) 第二原理の解釈

第2節 原初状態

- (1) 正義の情況
- (2) 正の概念の諸制約
- (3) 合理性
- (4) 正義の二原理にいたる推論

第3章 ノージックの理論とロールズ批判

第1節 国家論

第2節 正義論

第3節 ロールズ批判

第4章 自由と平等の関係についての考察

第1節 ロールズとノージックのカント的解釈

第2節 まとめ

おわりに

参考文献一覧

はじめに

一般的に、自由と平等はトレードオフの関係である。自由を重視し過ぎると、個人間の差異が大きくなり、やがて格差となって不平等になる。一方、平等を重視し過ぎると、個人の自由な活動を制限せざるを得ないことになる。例えば、アメリカの医療保険制度は、日本のような国民皆保険ではなく、保険会社が市場原理に基づいて医療保険業務を担っており、自由診療が基本となっている。アメリカ国民の多くは医療保険に加入しているが、中には保険料の支払いが困難で、病状が悪化するまで医療を受けられない人もいる。この問題に対し、当時のオバマ政権は医療保険制度改革（オバマケア）を行い、保険会社に価格が安い保険の提供を課し、保険に加入していない者に罰金を科すことでアメリカ国民全員が医療保険に加入するよう促した。この改革は、医療保険制度における自由と平等の対立に対する、一つの解決策といえる。今日の社会では、男女間差別、世代間格差、医療制度、福祉制度等のあらゆる社会問題において、どのように自由と平等のバランスをとるべきなのか、このような問いかけがなされている。そしてこの問いかけに対して、誰もが納得するような解答を導き出せるような、社会規範が求められているといえるだろう。

本稿では、この社会規範のあり方について論ずる。その際、アメリカの哲学者ジョン・ロールズが1971年に著した『正義論』を参考にしている。ロールズの正義論は、自由と平等の両立を目指した社会の規範的原理であり、今日様々な論者によって、擁護、批判それぞれの立場から多様な議論が展開されている。本稿では、ロールズの正義論の説明を中心に、自由と平等のあるべき位置づけを検討していきたい。

第1章 「正義」とは何か

本章では、まず「正義」という言葉に対する一般的なイメージから議論をスタートし、本稿で扱っていく〈justice〉との違いを整理する。そして、ロールズの『正義論』が誕生した背景やその意義を説明する。最後に、ロールズの『正義論』の全体像や理論の骨格を要約した形で提示していく。

第1節 「正義」のイメージ

「正義」という言葉にどのようなイメージを思い浮かべるだろうか。多くの人々は、「正義の味方」や「正義は勝つ」といったフレーズを思い浮かべるだろう。これらのフレーズから連想されるのは、アンパンマンや仮面ライダーといったアニメや特撮のヒーローや、ジャンヌ・ダルクやナポレオンといった巨大な敵（悪）に勇敢に立ち向かった英雄である。ここでの「正義」が意味するものは、「道徳」、「正しさ」、「善きこと」といえる。一方、正義の英訳とされている〈justice〉は、「正義」の他にも「裁判」や「司法」などの意味も含んでおり、公正さやルールといった客観的なものとして認識されている。野球を例に説明すると、野球選手が「試合に勝ちたい」、「ホームランを打ちたい」という意志を持ってプレーするこ

とは、彼の野球における「正義」の実現を具現化したものである。一方、野球の審判が、ルールに従って選手のプレーを公正に〈judge〉することは、審判における〈justice〉といえる。本稿で扱う「正義」とは、「自らの信念にコミットして勇ましく突き進む“正義”ではなく、すべての当事者を一般的ルールに従って公正に扱う〈justice〉¹⁾」という意味においてである。

第2節 『正義論』の背景

ロールズが『正義論』を発表する前の時代、19世紀後半から20世紀前半頃は、産業革命で生まれた技術を基に自然科学が発展し、その帰結として非科学的・神秘的な根拠に支えられていたキリスト教の衰退によって、「絶対的な真理」や「自明の理」の存在を人々は疑うようになった²⁾。これにより、価値相対主義の全盛期が誕生した。価値相対主義とは、「世界を存在（どのようであるか）と当為（どのようにすべきか）という二つの次元に区別した上で、前者については科学的な探求によって真偽を確定させることができるが、後者についての客観的な正しさの基準は存在しない³⁾」と主張する立場のことである。

このような時代の中で、ロールズの『正義論』では、「あるべき社会とは何か」、「どのような社会が正しいのか」について論じられた。そして、「正義」をめぐる問題について客観的な解答を提示し、これについて様々な論争に展開していったことは、価値相対主義を否定し、政治哲学を再生させたと評価できる⁴⁾。

第3節 ロールズの正義観

(1) 『正義論』の企て

では、ロールズの考える「正義」とはどのようなものなのか。以下、『正義論』におけるロールズの言説に従って見てゆく。

ロールズは『正義論』のねらいを、近代の道徳哲学の動向を概括することで説明している。すなわち、そこで体系的な理論として支配してきたのが功利主義であり、これを擁護してきた理論家・学者の道徳上の学説も、この包括的な理論枠組みに順応させるべく洗練されたものであると評価する⁵⁾。故に、ロールズはこれまでの功利主義に対する批判は曖昧なもので

¹⁾ 仲正 2013, pp. 17-18.

²⁾ 他にもナショナリズム、マルクス主義、ニヒリズム等の無神論的世界観の台頭も、背景の一因として挙げられる（仲正 2013a, p. 27）。

³⁾ 瀧川=宇佐美=大屋 2014, p. 361.

⁴⁾ 政治哲学、道徳哲学の再生だけでなく、経済学、政治学、社会学などの分野にも影響を与えたという見方も存在する（盛山 2006, p.47）。

⁵⁾ 一方で、20世紀頃から「功利主義」は、ミルやベンサムの理論を意味するものより、それ以前の時代の雰囲気をも漠然とイメージさせる言葉として認識されており、乗り越えるべき対象としてみなされていた（盛山 2006, p. 52）。

あり、功利主義に対抗できる妥当かつ体系的な道徳理論を未だ構成できていないことも指摘する。以上のことを踏まえた上で、ロールズは社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高め、これを支配的な伝統を持つ功利主義に勝る正義に関する体系的な説明の代替案として提案することを、『正義論』を通して目指している。

(2) 正義の役割

思想の体系にとって真理こそが最も実現されるべき価値（徳）であるように、ロールズは社会の諸制度にとって最も発揮すべき価値（徳）こそが正義であると述べる⁶。この命題の妥当性を証明するために、正義（の諸原理）の役割を考察することをロールズは提案し、次のような社会を想定することで考えを整理する。つまり、相互関係を拘束する一定の振る舞いのルールを承認し、このルールに従っている人々が結合する、ほぼ自足的な連合体を仮定する。次に振る舞いのルールを、参加者（人々）の利益を増進することをねらった協働のシステムがどんなものであるかを明記したものと想定する。以上から、社会とは〈相互の相対的利益を目指す、協働の冒険的企て〉と定義するが、「冒険的」であるが故に利害の一致だけではなく衝突も頻繁に見られる。利害の衝突の原因は、各人は社会的な協働がもたらす利益の取り分がより大きくなることを選好するため、利益の分配の程度について無関心ではいられないからである。この問題を解決する上で、相対的利益の分割を規定する複数の社会的な制度編成のどれを選ぶかに関して、一定の原理が必要となる。この原理こそ、正義の諸原理であり、上記の問題を解消することが正義の役割であるとしている。

(3) 正義の主題

ロールズは、『正義論』における正義の第一義的な主題、つまり正義/不正義の判断がなされる対象としているものを、「社会の基礎構造」としている。社会の基礎構造とは、政治の基礎組織・政体や経済・社会制度に当たるような、基本的権利や義務を分配し、社会的協働で生産した相対的利益の分割を決定する諸制度である。例えば、思想良心の自由や幸福追求権を法律で保護すること、市場経済、義務教育等を挙げることができる。社会の基礎構造は人間の権利義務を規定し、人々の暮らしに影響を与える大きな力を有するが故に基礎構造が正義の第一義的な主題となるとしている⁷。ロールズはさらに別の角度から次のように説

⁶ 「徳」という言葉は、通常個人に対して使われる言葉であるが、ここでは社会制度に対して使われており、社会の道徳性について論じられていくことがここで示唆される（盛山2006, p. 57）。

⁷ これについてノージックは、正義の原理が、マクロ構造（基礎構造）にのみ妥当し、ミクロ構造（例えば経済取引）には妥当しないと主張するには、ミクロにはないがマクロにある一定の要素によって原理が妥当することの証明が必要だと指摘する（ノージック2002, pp. 340-344）。実際、例えば税制はその税率によって国の予算にも国民一人一人にも影響を与えるものであり、マクロとミクロが互いに無関係であることを証明することは

明している。

基礎構造にはさまざまな社会的地位が含まれており、異なる地位に生まれ落ちた人は人生に関して異なる予期を抱くことになるけれども、そうした各人の予期はおのおの経済的・社会的状況のみならず、政治のシステムによっても（部分的に）決定されるものである、と⁸。

このような方法により、社会制度は一方の社会的地位に立つ人々を他方の人々よりも優遇することになり、やがて不平等を生み出すことになる。この不平等は普遍化された社会制度により生み出されたものであるため広く蔓延するだけでなく、人生の出発点（出身・家柄）を左右させる機会・見込みにも影響を与える。ロールズはこのような一方的な不平等に対してこそ、正義の諸原理が適用され、この諸原理はどのような政治・社会制度が選択されるのかを統制しなければならないと主張する。

(4) 正義の理論

(1)で述べたように『正義論』の目標は、社会契約という理論をより一般化・抽象化し、功利主義に代わる正義の理論を提案することである。この目標のためにロールズは、最初の契約を特定の社会や共同体を設立するためのものだとは考えない。社会の基礎構造に関わる正義の諸原理を原初的な合意の対象とすべきと提案する。

この正義の諸原理を導き出す上でロールズが持ち出す概念が「原初状態⁹」である。原初状態は伝統的な社会契約論における、「自然状態」に対応する。原初状態における人々は、自身の出身階級、才能、価値観などについて一切知ることができなくなる。この状態を人々に「無知のヴェール」がかかっていると呼び、正義の諸原理を選択する際に、人々は余計な情報から遮断され、公平な判断へと導かれる。これにより、特定の個人を優遇する諸原理を選択できなくなるので、すべての個人に配慮した諸原理が選択されることを保証している。このように公正な初期状態で選択された諸原理であることから、ロールズは、この手続きを「公正としての正義」と名付けている。

それでは公正としての正義においてどのような正義の諸原理が選択されるのだろうか。ロールズは次の二つの原理を選択することを主張する。

第一原理 基本的な権利と義務を平等に割り当てることを要求する。

第二原理 社会的・経済的な不平等が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益を補正する場合に限られる¹⁰。

困難である（渡辺 2000, pp. 345-346）。

⁸ ロールズ 2010, p. 11.

⁹ この状態はあくまで正義の諸原理を導くために設けられた仮説的な状況であり、歴史上の事態や人類の原始的な状態を説明したものではない。

¹⁰ ロールズ 2010, pp. 21-22.

この二つの原理は、一部の人々の利益が減少するが、全体の享受する利益の総和が増加するような諸制度を認めない。つまり、社会全体の利益の最大を目指す功利主義はその目標のために一部の個人の犠牲も許容するものであるが故に、相互の相対的利益を目指す無知のヴェールに覆われた人々からなる正義の構想と相容れないものであるとロールズは指摘する。

すでに述べたように、原初状態で選択される正義の諸原理が合理的、つまり公正であることを保証している事実が「公正としての正義」という名称の由来となっている。ところでこの合理性というものは、初期状態の性質の解釈の仕方によって相異なる結果を生むことになる。これは例えばある二人が売買契約を結ぶ際に、需要の有無や品質の程度によって契約内容が変化することからも想像できる。初期状態における当事者の信念や利害関心、当事者相互の関係等を適切に理解することで正義の諸原理の問題への確答を得ることができる。では初期状態の最もふさわしい解釈はどのようなものなのか。ロールズは正義の諸原理が広範な合意により成立しているという想定から、初期状態の解釈が一般に共有されていることを示すべきだとしている。そしてロールズは、原初状態の当事者たちは平等・対等であると仮定するのが理にかなうと考える。この条件の根拠は、道徳的人格（善の構想の形成・正義の感覚の発揮）として人間すべてが平等ということである。

この条件とは別に、正義の諸原理そのものに負わすべき複数の条件もロールズは提示している。その諸条件とは(1)諸原理を選択する際に、あらゆる人も運命や社会的状況のよしあしによって当人の有利・不利が左右されてはならない、(2)当事者固有の事情に合わせて諸原理を考案することはできない、(3)人々の善の構想が採用される諸原理に影響を及ぼすものではない、である。以上の諸条件を踏まえると、先天的偶然性や社会的偶発性に関わる出来事を知った場合にのみ、それらを受け入れることが合理的となるような諸原理を排除することになる。このようにして「無知のヴェール」という概念を導き出している。以上の初期状態と諸原理自体の条件が合わさることで正義の諸原理が確定するとしている。

ところで原初状態の解釈の特定にはもう一つの意義がある。「原初状態で選択される諸原理が〈正義に関する私たちのしっかりした確信〉と合致するかどうか、あるいはそれらの確信を無理なく拡張したものであるかどうかを調べる¹¹⁾」ということである。ある初期状態で選択された諸原理が我々の熟考された確信を受け入れるか否かを調べることで、初期状態の解釈の妥当性をチェックすることができる。これによってより望ましい正義の諸原理を提示していくことができると考えられる。

以上のことをまとめると次の取り組みが開始される。つまり、初期状態において一般的に共有できる条件を記述することから始まり、諸原理を生み出す程度までに高めてゆく。そして、これによりもたらされた諸原理が我々の熟考された確信と合致するか否かを調べ

¹¹⁾ ロールズ 2010, p. 28.

る。おそらく諸原理と確信との間にずれが生じる可能性が高いので、初期状態の説明の修正か、我々の判断を修正することになる。この照査と修正の繰り返しの事態をロールズは「反照的均衡¹²」と呼び、正義に関する我々の確信を整合的なものにし、それらを正当化することができるまでに至ったとしている。

第2章 『正義論』

本章では、ロールズの正義論の中心概念である「正義の二原理」や「原初状態」、「無知のヴェール」等の具体的な説明を行う。まず、正義の二原理の説明及びその中の第二原理の複数の解釈を提示する。次に、原初状態がどのように記述されるのが妥当なのか、その背景や課される制約、当事者たちの合理性を検討したのち、正義の二原理にいたる推論を説明する。

第1節 原理

(1) 正義の二原理

ロールズは原初状態で選択される「正義の二原理」を暫定的な形で以下のように提示する。

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠組みといっても他の人びとの諸自由の同様な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない—— (a) そうして不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、かつ (b) 全員に開かれている地位や職務に付帯すること¹³。

社会構造には(1)平等で基本的な諸自由を規定し確保する社会システムの側面と、(2)社会的・経済的不平等を指定し固める側面が存在し、それぞれ第一原理と第二原理の適用対象とみなしている。

第一原理における諸自由としてロールズが考えているのは政治的な自由、言論及び集会の自由、思想・良心の自由、人身の自由、個人的財産権、恣意的な逮捕からの自由である。第二原理は具体的に(1)所得と富の分配（経済的）と、(2)職務と責任の格差を活用した組織の設計（社会的）に適用される。(1)については各人の利益になるものでなければならず、(2)については全員がアクセス可能なものでなければならない。

二つの原理は、第一原理が第二原理に優先されなければならない。これにより、基本的自

¹² 反照的均衡を、「正義の原理」と「道徳判断（熟考された確信）」の二項関係ではなく、「初期状態（原初状態）」を加えた三項関係で理解する説（渡辺 2000, pp. 175-179）や、ロールズの『正義論』自体が、反照的均衡に至るためのプロセス記述したものと解釈する説（盛山 2006, pp. 91-98）などが存在する。

¹³ ロールズ 2010, p. 84.

由の侵害は社会的・経済的利益の増大により正当化されてはならないことを意味することになる。基本的自由同士が衝突・対立する場合にのみ自由が制限されるのである。

以上の二原理について、ロールズは次のような一般的な解釈を導き出す。

すべての社会的な諸価値——自由と機会、所得と富、自尊の社会的基礎——は、これらの一部または全部の不平等な分配が各人の利益になるものでない限り、平等に分配されるべきである¹⁴。

このように解釈する過程の第一段階として社会の基本構造が一定の基本財（権利、自由、所得等）を分配していると仮定する。そしてこの基本財が平等に分配され、各人が同等の権利・自由を有し、所得が均等に分かち合っている状態を仮定する。この状態は不平等が人々の利益を増大しているのか否かを判定する基準点としての役割を担うことになる。もしある一定の不平等や格差を通して、各々の利益がこの基準点よりも上回るのであれば、この不平等や格差は前述した一般的な解釈に合致するものとロールズは主張する¹⁵。

(2) 第二原理の解釈

ロールズは第二原理における「各人の利益」と「平等に開かれている」という言葉は多義的に解されることから、複数の第二原理の解釈を示し説明していく。

①自然本性的自由の体系

この主張は「各人の利益」を「効率性原理¹⁶」、「平等に開かれている」を「才能に地位が開かれている¹⁷」と解釈している。

この解釈には問題点が二つあるとロールズは指摘する。まず一つ目に関して、効率的な基礎構造や制度の編成は複数存在すると考えられる。なぜなら社会の中で人々が所属する様々な階級が存在し、その階級ごとに予期を最大化させる効率的な分配が存在するからである。この複数の編成から一つを選択することになるが、この複数の最大化された分配は各階級に所属する人々それぞれに対して定められたものであるため、どの編成を選択しても他の階級に所属する人々の予期を低めてしまうことになり、結果正義に適った編成を選択できなくなってしまうのである。

二つ目に関して、才能に開かれたキャリア（所得や富の分布、先天的な能力・才能）によって資産の初期保有が決定し、これを基に所得や富が効率的に分配されることになる。この初期保有の分配は、自然本性的な偶発性、社会的な偶発性による強い影響を受けてしまう。

¹⁴ ロールズ 2010, p. 86.

¹⁵ この考えは、功利主義的な発想にも見えるが、ここで重要なのは、「全体の利益」ではなく「全ての当事者の利益」を問題にしている点である（仲正 2013b, pp. 44-45）。

¹⁶ パレート最適原理と同意味。他の人々の利益を損失させることなく、ある人々の利益を増加させるような財の分配が存在しない状態。

¹⁷ 努力する意欲と能力（生まれ持った才能）を持った人々にそれぞれに適した地位が開かれている状態のこと。

つまり、根拠のない要因による分配上の取り分に不適切な影響を与えることを許容してしまう。

これらの問題を解消しようと次に「リベラルな平等」という主張が展開される。

②リベラルな平等

この主張は「平等に開かれている」を形式的な意味だけでなく、キャリアを手に入れる機会を全員が持つべきだと解釈している。この根拠は才能や能力があれば、生まれた時の境遇がいかなる場合でも、その才能に見合った成功を得るチャンスを持つべきとする点にある。能力が同等の人々の予期は、各人がどのような社会階級に所属しているかによって左右されるべきではないからである。

この主張にも問題点があるとロールズは指摘する。まずリベラルな平等においても結局富・所得の分配を生来の能力や才能の分布が決定することを依然として許容していることを指摘する。さらにこの生来の能力や才能がどれほど開花し実を結ぶかどうかは、社会的条件や階級ごとでの環境によって左右されることも指摘する。

①②での検討を経て、最終的に「デモクラティックな平等」という主張に至る。

③デモクラティックな平等

この主張は、公正な機会均等と格差原理¹⁸¹⁹とを組み合わせた解釈である。この解釈は(1)正義に適った分配を特定の地位を基準に選ぶことで、効率性原理の不確定性を排除し、(2)劣等な階級に所属する人々の利益に資する不平等を許容することで、人生の出発点における不平等を正当化している。また、格差原理が満たされている場合、ある階級の人々の予期を別の階級の人々の予期を悪化させることなく改善することは不可能なので、格差原理は効率性を充たしている。

この解釈において、格差原理が充たされれば全員が便益を得るということを当然視してきた。そうでなければ効率性原理と同様に望ましい選択を決定することが出来ないからである。「全員が便益を得る」という言い回しの意味の一つは、平等な制度編成の時点、つまり初期状態の時と比べて人々がより多くの利益を得ているということである。最も劣悪な集団に所属する人々の予期を最大化することが重要なのであって、初期状態における各人の境遇（利益の分配状況）は重要性を持たないとしている。次に二つの仮定を設定することで「全員が便益を得る」という言い回しにロールズは新たな意味を付加させる。

(1)鎖状のつながり

(2)緊密な接合

(1)の鎖状のつながりとは、最も優遇された集団の人々の予期を高める利益が、最も劣悪な集

¹⁸ 地位や財の格差を、社会的、経済的に最も不遇な人々の生活が向上する場合に限り、許容する原理。

¹⁹ 格差原理を、(1)最も恵まれない者への優先的配分、(2)マキシミムの解釈、(3)完全平等主義、などの解釈も存在する（盛山 2006, pp. 122-125）。

団の人々の予期を高める効果を持つならば、その利益は二者間に存在する中間層の人々の予期も高める効果を持つということである。(2)の緊密な接合とは、ある集団の予期は、他の集団の予期を増減させることなしに増減することは出来ないということである。これらの二つの仮定より、「全員が便益を得る」という言い回しが、「二方面の比較²⁰のどちらにおいても、暮らし向きがより良好な集団を代表する人々は、自分に提供された相対的利益によって利得を得るのであり、他方で暮らし向きがより劣悪な集団を代表する人間も、こうした不平等がもたらす寄与分から利得を得る²¹」ことを意味するとロールズは主張する。

第2節 原初状態

(1) 正義の情況

ロールズは、新たに「正義の情況」という概念を導入する。この概念の説明のために、本書の冒頭で述べた社会とは何かについて再び説明を行う。つまり、社会とは「相互の相対的利益を目指す、協働の冒険的企て」であるが、利害の一致だけでなく人々が利益の分配に無関心ではいられないので、利害の衝突もこの企てを特徴づけることができる。この衝突を解決するには、相対的利益の分割を規定する適切な制度編成を選択し、この分配の結果についての合意を正当化するための諸原理が必要となる。このような要求を必要不可欠にさせる条件が「正義の情況」である。

この条件は(1)客観的なものと(2)主観的なものとに分けられる。客観的な情況を特徴づけるものとして、「適度な希少性」という条件を強調する。これは、天然資源等が協働の枠組みが不要なほど豊富ではないが、この枠組みが不可避免的に破綻するほどの枯渇はしていないという条件である。一方主観的な情況とは、「利害関心の衝突」によって特徴づけられる。この条件は何度も繰り返すが、協働の企てにおいて利害の一致だけではなく、利益の分割に関して各人が衝突することも当然起こることを意味している。

以上の記述を踏まえ「正義の情況」が確立する条件を手短にすると、「適度な希少性という条件のもとで、社会的利益の分割に関して相反する要求を人びとが提起するとき²²」と言える。

(2) 正の概念の諸制約

原初状態における当事者たちにも、選択する正義の諸原理の候補に関する制約や自分たちの情況に関する知識の制約(＝無知のヴェール)がある。このような制約を「正の概念の諸制約²³」とロールズは呼ぶ。

²⁰ ①初期状態との通時的、個人内比較と②利益の取り分の共時的、個人間比較のこと。

²¹ ロールズ 2010, p. 110.

²² ロールズ 2010, p. 172.

²³ 「正義の概念の諸制約」と呼ばないのは、正義の諸原理だけでなく、あらゆる倫理的な

① 選択候補への制約

選択候補に課せられる制約条件の適宜性は、正義の諸原理に負わされた役割（権利要求の調整）から導かれるとする²⁴。そして以下の5つをロールズは正の構想に付される条件として挙げる。

第一に、「一般性」を挙げる。つまり、原理を記述するには一般的な特性や関係を表すものに限られなければならない（固有名等は排除される）。

第二に、「普遍性」を挙げる。つまり、原理はあらゆる人々に妥当するものでなければならない。

第三に、「公示性」を挙げる。つまり、合意の結果としての正義の原理が受け入れられたのであるならば、この原理に関して自分が知っていることを他の全員が知っていることを示す。

第四に、「順序づけ」を挙げる。つまり、正義の原理は対立する複数の権利要求の優先順位をつけるという役割を担っている。

第五に、「最終性」を挙げる。つまり、原理の体系を実践的推論における最終決定の場として捉えなければならない。

以上をまとめるとこのようになる。「正義の構想は、(1)一般的な形式をまとい、(2)適用においては普遍的である原理の集合をなし、それは(3)道徳的人格相互の対立する権利要求を順序づけるための(4)最終の控訴裁判所として(5)公共的に承認されるものでなければならない²⁵」。これらの条件は伝統的な正義の構想において、すべてが充たされているが、あらゆる形態のエゴイズムを排除している。エゴイズムの哲学的意義をロールズは、正の構想の選択候補ではなく、あらゆる正の構想に対して対立する立場をとっているところにあると述べている。

② 無知のヴェール

原初状態という発想は、「純粋な手続き上の正義」の実現を目標にしている。つまり、合意されうるどのような原理であっても、正義にかなうようにする公正な手続きを設定することが原初状態に求められている。そのためには、当事者たちを利己的な考えにさせるような特定の偶発性を排除しなければならない。従って、当事者たちの背後には「無知のヴェール」が設定されるのである。あらゆる原理の選択候補が自身にどのような影響を与えるのか分からないまま、当事者たちは一般的な考慮事項に基づいて選択候補を評価することになる。

ロールズは、「無知のヴェール」によって当事者たちが知らない幾つかの特定の事実を挙げる。まず、自身の社会的地位、階級、社会的身分、さらに生まれつきの資産や才能の分配

原理の選択にも妥当するためである。

²⁴ 従ってこの適宜性は、正の概念や道徳の意味の分析によって示されるわけではない。

²⁵ ロールズ 2010, p. 182.

状況を知らない。さらに、自身の善に関する構想（合理的な人生計画）や自らの心理に関する傾向、特徴も知らない。最後に、自身が所属する社会の状況に関する特徴も知らない²⁶。

一方で、当事者たちは人間社会に関する一般的な知識（政治上のことがら、経済理論の原理）は理解している。さらに正義の諸原理の選択に影響を与える一般的な事実（一般法則、理論）も知っている²⁷と推定する。

ロールズは、「無知のヴェール」という観念に対してなされる批判をいくつか挙げる。まず、この観念により特定の詳細な情報がほぼ排除されてしまうので、原初状態が意味する内容を把握することが困難になるのではないかという批判である。これに対しロールズは、原初状態はある特定の地点の人々を包括するような全体会議や、過去のある地点における全員参加の集会ではないと指摘する。つまり、原初状態は現実には起こりうる、可能な限りの人々が参加する集会ではない。原初状態は、誰もがいつでもこの考え方に立ち、同一の正義の原理を選択できるよう解釈される点に意義があるとロールズは指摘する。「無知のヴェール」は、原初状態を適切に解釈するためのツールだといえる。

さらなる批判として「無知のヴェール」という条件は合理的でないという批判を想定する。この批判に対しロールズは、まず、当事者たちは各々の差異を知らず、全員が等しく合理的な人格として扱われているので、同一の論証により各人を説得することができる²⁸と想定する。したがって、ある人が選択した正義の原理の候補は、他の人にとっても選択されるはずであり、故に正義の原理に関する全員一致の合意を得ることができる。このように「無知のヴェール」によって合意形成の単純化を図ることができる。単純化のメリット以外にも、特定の知識を排除することで、恣意的で根拠のない偶発性による影響を防ぎ、結果の偏りを防ぐことができることをロールズは主張する。

(3) 合理性

原初状態における当事者たちは、無知のヴェールによりどのような人生計画なのか分からないのにも関わらず、どのように一番自分たちの利益に資する正義構想を選択するのか（当事者たちの合理性の解釈）が問題になる。この問題を対処するにあたり、前提条件として「当事者たちはより多くの社会的基礎財を選好する」ということを設定する。当事者が望まない場合²⁸でも、より多くの基礎財を受け入れることを強制されるわけではないので、合理的な仮定だとロールズは説明する。

次にロールズは、当事者たちの合理性の概念を二つの側面から説明する。つまり、社会理

²⁶ 以上のように、広範な知識に関する制限を設ける理由として、正義の問題が世代間で生じるケースにも対応するためである（例：資本貯蓄率、自然環境保全）。

²⁷ 無知のヴェールで制限されないのは、正義の構想は、それ自身が統制する社会が備えている様々な特徴に対応しなければならず、故に一般的事実を排除すべき理由はないからである。

²⁸ 例えば、宗教上の理由等が挙げられる。

論において一般的、標準的な合理性と、『正義論』が設ける特別な合理性から構成されているということである。前者の合理性とは、人間はある事柄を要素とする首尾一貫した選好の集合を有し、この集合の中の事柄がどれだけ自分の目的に役立つかによって順序づける、と説明する。後者の合理性とは、合理的な個人であれば、嫉みに悩まされない、とロールズは想定する。この想定は以下の条件により成立する。つまり、(1)自分と他人との格差が一定の上限を超えていない、そして(2)不平等は不正義に基づく、あるいは社会的補償をする意図がないと本人が考えていない場合に成立する。このように想定する理由は、嫉みは全ての人々の利益を減少させる傾向を持つからである。

以上の合理性に関する記述をまとめてロールズは、「相互に利害関心を持たない合理性」と呼び、この想定は次のようになる。つまり、原初状態の当事者たちは、各人の諸目的を促進させる原理を選択し、基本財をより多く得ようとする。その際、当事者たちは嫉みといった感情によって動くことは無い。よって、互いに便益を与えあったり、危害を加えたり、利得で他人よりも上位になろうともしない。さらに、当事者たちは正義感覚の能力を有しているとロールズは推定する。この能力は、選択された原理が尊重されることを確保してくれる。よって、原初状態で形成された合意の不可侵性が確保されることになる。

(4) 正義の二原理にいたる推論

ロールズは原初状態において正義の二原理が選択されることを、直感的な見解と体系的な説明とを通して論じてゆく。

①正義の二原理が選択される直感的な見解

まず、原初状態において平等な取り分以上・以下を予期・同意することは合理的ではないので、最初に平等な分配を要求する正義の諸原理を選択することが賢明だといえる。したがって当事者たちは、基本的諸自由だけでなく公正な機会均等や、所得や富の平等な分配を要求する原理から出発する（第一原理）。

しかし、経済的効率性や組織、科学技術の要求事項を、社会は考慮せねばならない。これにより所得や富の分配の不平等や、職権や責任の程度の格差が生じると考えられる。一方で、このような不平等や格差が、平等な分配を実現している地点と比較して全員の暮らし向きが改善される場合、この不平等や格差を容認されるべきである（第二原理）。

最後に正義の二原理の順序づけに関する想定として、当事者たちは、特定できないが少なくとも基底的な目標と利害関心を有しており、これらを促進するために基本的諸自由が必要であると考えている（自由な人びと）。これらの利害関心を守るために、第二原理よりも第一原理が優先されることになる。

②正義の二原理が選択される体系的な説明

まず、正義の二原理を正義の問題に対するマキシミン解と考えることが、発見法として役

に立つとロールズは考える。マキシミン・ルール²⁹は通常、不確定性の下では適さない指針であるが、原初状態を特徴づける状況によってマキシミン・ルールを適用することができる。

その特徴とは三つから構成される。一つ目は、原初状態では可能性に関する知識を得ることがほぼ不可能であるため、期待値計算ができない点である。マキシミン・ルールは起こりうる事象の可能性を公如しない選択ルールである。このような特徴は無知のヴェールにより形成されている。二つ目は、当事者たちは、自身の目的を達成する上での必要最小限の利益以上の利得を要求しないという善の構想を持っているという点である。原初状態にある当事者たちは、正義の二原理で保障される最低限の取り分をリスクに晒してまで、より大きな取り分を得るような願望を持たないと考えられる。三つ目に、(二つ目の条件の帰結として) 却下される選択候補はほとんど受諾できないという帰結をもたらすという点である。正義の二原理ではなく効用原理を選択した場合、経済的利益のために個人の権利や自由が侵害される可能性があるためである。

以上の説明をもって、最終的に、正義の二原理を選ぶと考えられる³⁰。

第3章 ノージックの理論とロールズ批判

本章では、ロールズ理論に対し、「リバタリアニズム³¹」の立場から対抗した、ロバート・ノージックの理論を提示する。ここでは、ノージックの著書である『アナーキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』で展開される国家論や、新たな正義論としての権原理論について説明する。最後に、ノージックからのロールズに対する批判を簡単に提示する。

第1節 国家論

ノージックの著書である『アナーキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』は、その名の通り「アナーキー（無政府状態）」、「国家」、「ユートピア」の三部構成で議論が展開されている。第1部では、国家は反道徳的存在とする無政府主義者の主張に対して、最小国家の正当化を論じる。第2部では、最小国家を超える拡張国家を正当化できないことを論じる。特に、ロールズの正義論を批判の対象としている。第3部では、仮説的に拡張国家を設定した上で、最小国家と拡張国家を比較し、国家としてふさわしいあり方（ユートピア）を論じる。

²⁹ 与えられた選択肢（それぞれの結果が複数存在）の中から、最悪の結果が最もましなものを選ぶという基準のこと。

³⁰ 正義の二原理を支持する根拠として、最終性と公示性の観点から、合意を取り消すことができないリスクや、個人の正義構想の心理的安定性を考慮した場合、正義の二原理は、格差原理による全員への便益や、個人の善の構想の実現を前提にした構想なので、効用原理よりも優れていると考える（ロールズ 2010, pp. 238-250）。

³¹ 個人の自由（経済的、政治的）を最大限尊重する立場のこと。完全自由主義、自由至上主義、自由意志主義などと訳される。

ノージックはこの第1部において、国家の成立を説明するために自然状態の議論から始める。この自然状態における諸個人は、自身の身体や財産に関する絶対的な権利を有し、他人がこれらを侵害することは許されていない。これを犯す者に対しては、その侵害に比例した賠償と処罰を科すことができる。ノージックはこの自然状態で起こる不都合³²をどのように解決していくのかを考察することで国家の成立過程を説明する。

次にノージックの議論は、自然状態から相互保護協会への形成へと進む。相互保護協会とは、複数の個人によって構成され、その中のある構成員の防衛や権利の実行の要請に対して、他の全ての構成員が対応するシステムとなっている。この相互保護協会にも2つの不都合が生じるとノージックは指摘する。一つは構成員全員が要請に備えるため、常に待機せねばならず時間と労力を費やしてしまい、維持コストが高くなってしまうこと、もう一つは同一の協会内のメンバー同士が争う場合の援助や、防衛を装った他人の権利侵害に巻き込まれる可能性があること、である。

この不都合を解決するような形態が、市場経済における競争と同じような形で生まれるとノージックは説明する。複数の相互保護協会が存在する区域において、それらが提供するサービス(判決内容・処罰や賠償の行使)の程度は協会ごとに異なる場合が考えられる。人々はこの中から最良のサービスを選択することになる。優良なものは生き残り、劣悪なものは淘汰されてゆく。この競争を通じて、一定の区域の裁定や権利執行を行う支配的保護協会(超最小国家)が形成される。

超最小国家では、ほとんどの人々が一定の保護協会に所属しているが、どの保護協会にも所属しない「独立人」が残っているとノージックは仮定する。この独立人は自己の判断で権利を行使するため、保護協会に属する他人に対して危害を加える恐れがある。保護協会は、属する構成員たちを守るために独立人の一定の行為を禁止する必要がある。ノージックは、独立人の行為を禁止するには、その不利益に対する賠償(保護サービス)を提供しなければならないと主張した。これを「賠償理論」と言い、これにより一定の領域内の実力行使が正当化されており、またその領域内の全ての人々を保護する「最小国家」に至る。

第2節 正義論

ノージックも「配分的正義」に対抗する形で、「保有物の正義」や「権原理論」という概念を用いて自身の正義論を展開する。

ノージックの正義論の中心となる権原理論とは以下のものである³³。

- 1 獲得の正義の原理に従って保有物を獲得する者は、その保有物に対する権

³² 例えば、権利を侵害された者よりも、侵害した者の方が身体的に強いため、これを罰したり、賠償させたりすることが困難になる場合がある。あるいは、紛争の当事者相互が処罰と賠償を繰り返し、紛争が長期化していく場合もある。

³³ ノージック 2002, p. 256.

原をもつ。

2 ある保有物に対する権原をもつ者から移転の正義の原理に従ってその保有物を得る者は、その保有物に対する権原をもつ。

3 1と2の適用の場合を除いて、保有物に対する資格をもつ者はない。

1の定義は保有物の原始取得について、2の定義は保有物の移転について、3の定義は保有物の不正の匡正について、それぞれ保有物の正義の主題である中心的議題をカバーした理論となっている。したがって、保有物の正義の理論の概要は次のようになる。「ある者の保有物は、もし彼が、獲得と移転の正義の原理または不正の匡正の原理によって、それらに対する権原を有するなら、正しい³⁴」。この考えは、リベラリズムから導かれる福祉国家での財の再配分機能を、財の所有者（国民）から同意を得られない限り、認めないことになる。ノージックの権利論は、その権利を最大限にまで尊重している点に特徴がある³⁵。第1節で説明した国家論も、個人の権利を侵害しない限りでどのような国家が正当とされるのか、という観点で展開された理論だと言える。

第3節 ロールズ批判

ノージックは、ロールズの格差原理も含めた配分的正義の問題点について、プロバスケットボール選手のウィルト・チェンバレンを例に挙げて指摘する。チェンバレンが、所属チームと「入場料のうち25セントをチェンバレンに与える」という契約を結んだと仮定する。チェンバレンのプレーは1人当たり25セント受け取るだけの価値があり、観客も彼に25セント支払うことに不満を持つことは無かった。最終的にチェンバレンは多額の報酬を受け取ることになるが、ノージックはこの状態を不正義といえるのかという疑問を抱く。チェンバレンが報酬を受け取る前の（格差原理が充たされている）状態から、人々が自発的に財の交換を行い、最終的に初期の状態とは異なる配分状態になった。しかし、結果としての配分状態は、人々が初期の分配に基づく権利ある財を自発的に交換した結果であり、不当なものと言うことは出来ない。つまり、格差原理は、その原理における最適な配分を実現するために、人々が自発的に行う財やサービスの交換による配分状態を不当に扱い、再配分を要求することを認めてしまう。これは経済的自由の侵害であるとノージックは批判する。

そもそもノージックは、ロールズの正義の原理は現時点での時間断片のみを問題にした結果状態原理³⁶であるとして批判する。ノージックは正義の理論を評価する際に、結果としての配分だけでなく、その配分がいかに成立していくのかをも考慮すべきと指摘する。そし

³⁴ ノージック 2002, pp. 259-260.

³⁵ 権原理論への批判の一つとして、ノージックの権原理論は、ロックの所有論に依拠しているが、ロックはノージックのような無制限の所有権を認めているわけではない。ロックは、資源は有限であり、故に他者との共存が必要になることから、所有権獲得には一定の制約が課される（ロックの但し書き）と主張する（仲正 2013b, p. 214）。

³⁶ 権原理論は、財の配分がいかに成立したかに依存した歴史原理とノージックは述べる。

て、無知のヴェールに覆われた原初状態では、分配されるものを天からのマンナ³⁷として扱うことで結果状態原理しか選択できず、権原理論のような歴史原理を排除していると、ノージックはロールズの理論構成の問題点を指摘する。

第4章 自由と平等の関係についての考察

本章では、ロールズとノージックの理論を、互いの人格論に対して影響を与えているカントの理論を媒介として、両者の理論の検討を行う。両者の人格論が、それぞれの理論における自由と平等のバランスに影響を与えていることを、この章を通して提示することを目指している。

第1節 ロールズとノージックのカント的解釈

ロールズとノージックの理論は、前者は平等主義的、後者は自由主義的と、まさに水と油の関係である。一方で、二者には共通点も存在する。その一つが、二人ともカントの理論を自身の理論の根拠の一つとしている点、具体的には、人間の存在や人格の特徴付けをカントの人格論に依拠しているという点である。

カントの理論の特徴は、道徳理論としての「定言命法³⁸」にある。道徳的に善であることとはどういうことかという問いに対し、「君は、君の行動原理が同時に普遍的な法則となることを欲することができるような行動原理だけにしたがって行為せよ³⁹」という定言命法で表現する。カントは、道徳性の原理は全ての人々にとって妥当なものであるべきと考えた。逆に、人間の特殊な才能や、特定の感情、性向といった経験的なものから、普遍的な道徳性の原理を導くことは出来ないと考えた。カントは、道徳性の原理は普遍的なものでなければならないとして、原理の「内容」ではなく、「形式」に重点をおいた。

さらに、カントは、「君は、みずからの人格と他のすべての人格のうち存在する人間性を、いつでも、同時に目的として使用しなければならず、いかなる場合にもたんに手段として使用してはならない⁴⁰」という別の定式での定言命法を提示する。ここでの目的とは、経験に依拠した主観的な目的ではなく、客観的な目的だとカントは主張する。カントは、この客観的な目的になりうるものを、理性的な存在者、つまり人間の存在そのものだとし、人格の発展を最高の目的と位置付けた。

³⁷ 誰もがそのものに対しての権原を有していないことの例え。

³⁸ 「命法」とは、客観的な原理に服従することを強制する命令を表現する方式のことである。命法は、「仮言命法」と「定言命法」に分けられる。前者は、行為が手段として（手段として善いものとして）示されており、道徳性が常に妥当するものでない。後者は、行為が目的として（それ自体善いものとして）示されており、道徳性が常に妥当するものである（カント 2012, pp. 87, 90-91）。

³⁹ カント 2012, p. 112.

⁴⁰ カント 2012, p. 136.

①ロールズ理論のカント的解釈

ロールズの理論において、原初状態や正義の原理をカント的に解釈することができる。その例が「目的の国」である。「目的の国」とは、「さまざまに異なる理性的な存在者が、共同の法則によって体系的に結びついている状態⁴¹」のことであり、この場では普遍的な法則を定めることを目指している⁴²。この目的の国に参加するためには、「尊厳」という価値を備えていなければならない。「尊厳」の説明の前に、対概念である「価格」の説明を行う必要がある。「価格」とは、「市場価格」と「感情価格」に分かれる。前者は、欲望や経験によって培われた能力に備わっており、後者は、生まれつきの才能や能力に備わっている。カントによれば、これらの「価格」は相対的で外的な価値であり、これとは別に絶対的で内的な価値を「尊厳」とした。この「尊厳」を備えるには、道徳的な法則を作り、服従するという「自律（意志の自由）」が必要だとカントは主張した。

この「目的の国」という構想は、「原初状態」の構想に類似する点が多いと考えられる。目的の国では前述した通り、普遍的な法則を定めることを目指している。同様に、原初状態でも社会的協働にとって最も公正な正義の原理について合意を得ることを目指しており、当事者全員にとって妥当な原理、法則を選択するという意味で共通点を持つと言える⁴³。また、参加条件としての「尊厳」も、「無知のヴェール」と解釈できる点がある。つまり、目的の国への参加のために、価格ではなく尊厳を備えることと、無知のヴェールの両者は、経験的、偶発的な情報、知識、能力を排除する装置として理解することができる。両者に共通していえることは、特定の人々にだけ妥当するような個別的観点ではなく、不偏的（公正であること、客観的）で対称的（お互いにつりあうこと）な状態を作り出す役割を担っていることである。

ロールズ自身も『正義論』の中で、自身の理論がカント的に解釈可能であると述べている。例えば、カント理論において、道徳性の原理が人間の社会的地位や生まれつきの才能に基づいて選択されるのではなく、自律した（自由で平等な）存在すべてに妥当であることに基づいて選択される。これは、無知のヴェールにより原初状態の人々が、経験的な知識を排除されることで自由かつ平等な存在となり、他律的な正義の原理を選択できないようにすることと同義であるとロールズは述べている。

②ノージック理論のカント的解釈

ノージックは、国家の正当性を証明する過程の中で、超最小国家が人々の諸権利を侵害か

⁴¹ カント 2012, p. 149.

⁴² この状態は、あくまで理想であり、現実の状態としては考えていない（カント 2012, p. 150）。

⁴³ ただし、原初状態は社会契約論をモデルに導かれる概念であるのに対し、目的の国は社会契約論をモデルにしていらないと考えられる。社会契約論は、一定の歴史観に基づいて構成されており、カントのアプリオリ（先天的、自明的）な道徳理論とは相容れないからである。

ら保護し、その他の国家の機能を個人の権利侵害として扱うことを正当化する上で、カントの人格論に依拠して説明する。ノージックは、人間はその存在自体が目的であって、単なる手段として扱ってはならない、というカントの人格論を提示し、各々の人格は不可侵であることを主張する。なぜ、国家は個人の権利の保護以外の機能を行行使すること、そしてこれを用いて社会的な利益を生み出すことが許されないのか。ノージックは、社会的な利益の発生の裏には、そのための犠牲を強いられる個々人の存在があると主張する。社会的な利益は、ある人々が利益を得ると同時に他の人々がその利益のために利用されることで生まれる。ノージックは、この社会全体の利益の構造には、人間一人一人にかけがえのない命があり、この事実を尊重し考慮しなければならない、という重大な視点が欠けていると指摘する。ここに、人間を手段ではなく、目的として扱え、というカントの人格論が表れている。

しかし、このノージックのカント解釈は誤りがある。カントは、人間の人格について以下のように述べている。

このように私たちの行為によって獲得されるべきすべての対象のもつ価値は、つねに条件づけられたものである。たしかにわたしたちの意志によるものではなく、自然に基づいて現実存在する存在者はあるが、それが理性を欠いた存在者であるならば、それは手段として、相対的な価値しかもたない。だからこれらの存在者は物件と呼ばれるのであり、これにたいして理性的な存在者は人格と呼ばれるのである⁴⁴。

ここでカントは、人間が獲得できるものは、その人の欲や好みによって価値を持つか否かで左右されると指摘している。このようなものを「物件」と呼び、これは手段として条件的、つまり相対的な価値しか持たないのである。ノージックは、その人の生来的な地位、財産、才能を「人格」を形成するもの、あるいは「人格」そのものとして解釈している。しかし、カントの人格論を素直に解釈するのであれば、生来的な地位、財産、才能は「物件」なのである。ノージックの誤解は、条件的なもの、相対的なものまでも「人格」として扱うという点にある。

第2節 まとめ

ロールズとノージックのカント理論の解釈の検討を通して、両者の人間の人格の認識の違いを見てきた。この解釈の違いは、生来的な地位、財産、才能を人間の人格に含めて解釈するか否かにあった。生来的な地位、財産、才能をどのように扱うか、このロールズとノージックの人格論の違いが、自由と平等のバランスを左右させていると考えることができる。では、どちらの人格論が正義論を基礎づけるものとして優れているのだろうか。少なくともカント解釈という点では、ロールズの解釈の方がノージックと比べて正確に行われていた。

⁴⁴ カント 2012, pp. 133-134.

もちろんこの議論は、カント解釈の正しさ云々で決着が付くわけではない。本稿において、ノージックによるロールズ批判に対して有効な再反論を提示したわけではない⁴⁵。しかし、一定の答えを出すのであれば、ロールズの人格論、ひいては正義論が、カント的解釈の観点からは、ノージックよりも優れていると主張したい。

おわりに

本稿の執筆にあたって、ロールズ正義論をただ要約するだけの調べ学習になってしまうのでは、という不安が常にあった。ロールズの『正義論』は、文章が膨大で、その中の理論のみをまとめるだけでも相当な時間を費やしてしまったからである。それでも稚拙な文章、内容ではあるが、ロールズへの批判を通して最終的にカント的な解釈でロールズ正義論を擁護できたことに、一定の満足感を得ることはできた。一方で、上記の擁護は、ロールズとノージックそれぞれの人格論をカント的視点から比較考量したことによって導かれたものである。従って、本稿で取り上げたノージックによるロールズ批判そのものに対する有効な再反論はできずに終わってしまった。しかし、カントの人格論を検討する中で、ロールズ批判への再反論に役立つヒントになり得るものが多くあったと思われる。ロールズとカントそれぞれの理論の共通点を更に検討した上で、ロールズに対する批判をカント的立場から積極的に再反論することは、本稿で扱うことはできなかつたので今後の課題としたい。

⁴⁵ ノージックによる批判の一部を、カント的に再反論することは可能である。つまり、チェンバレンの例のように、格差原理による最適な配分が、後の財の交換の結果としてそれとは異なる結果を生み出すとノージックは主張していたが、カントに言わせれば、格差原理という正義の原理の選択という行為を実行したこと自体に道徳的価値があり、その結果の良し悪しが道徳的価値の有無を左右させるわけではない（カント 2012, pp. 48-50）。

参考文献一覧

- カント・I (中山元訳) (2012) 『道徳形而上学の基礎づけ』、光文社
- 盛山和夫 (2006) 『リベラリズムとは何か ロールズと正義の理論』、勁草書房
- 瀧川裕英=宇佐美誠=大屋雄裕 (2014) 『法哲学』、有斐閣
- 仲正昌樹 (2013a) 『今こそロールズに学べ 「正義」とはなにか?』、春秋社
- 仲正昌樹 (編) (2013b) 『政治思想の知恵—マキャベリからサンデルまで』、法律文化社
- ノージック・R (嶋津格訳) (2002) 『アナーキー・国家・ユートピア 国家の正当性とその限界』、木鐸社
- ロールズ・J (川本隆史=福間聡=神島裕子訳) (2010) 『正義論 改訂版』、紀伊國屋書店
- 渡辺幹雄 (2000) 『ロールズ正義論の行方 その全体系の批判的考察〈増補新装版〉』、春秋社